

鳥取県現任介護職員等研修支援事業実施要綱

1 事業の目的

介護・障がい福祉サービスを行う事業者（以下「事業者等」という。）が、資質向上や資格取得のため現に雇用する介護職員等（以下「現任介護職員等」という。）に対し研修を受講等させる場合に、その代替職員を雇用する事業を実施し、もって、本県における介護・障がい福祉サービスの質の向上を図るとともに、雇用機会の拡大を図ることを目的とする。

2 実施主体

事業実施主体は鳥取県（以下「県」という。）とし、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号）（以下、「労働派遣法」という。）に規定する労働者派遣事業者（以下「人材派遣会社」という。）に業務を委託する。

3 事業の実施期間

事業の実施期間は、平成22年4月1日から平成26年3月31日までとする。

4 対象となる事業者等の範囲

県内に所在する別紙に掲げる施設とする。

5 代替職員の派遣対象となる現任介護職員等の職種

4に定める対象事業所に従事する介護又は障害福祉サービスの利用者に対して直接処遇又は相談援助をする職員（医師、事務職、栄養士、調理員、運転士を除く。）とする。

6 代替職員の派遣の対象となる研修等の範囲

派遣の対象となる研修等は次に掲げるものとする。ただし、他制度による補助対象事業及び県の補助事業により実施されるものは対象外とする。

(1) 現任介護職員等の資質向上に資すると認められる以下の研修

- ・ 介護職員実務者研修
- ・ 介護職員初任者研修
- ・ 介護職員基礎研修
- ・ 訪問介護員研修
- ・ ユニットケアリーダー研修
- ・ 認知症介護実践者等養成事業に基づく各種研修
- ・ 介護支援専門員資質向上研修事業に基づく各種研修
- ・ 福祉用具専門相談員指定講習会
- ・ 障害者自立支援法に基づくサービス管理責任者研修
- ・ 障害者自立支援法に基づく相談支援従事者研修
- ・ その他国、都道府県、市町村、事業者又は事業者団体が実施する研修のうち、長寿社会課長が介護職員の資質向上に資するものとして認めるもの

(2) 外部機関からの依頼に基づき、介護職員等の資質向上のための研修に講師として派遣する

場合

- (3) インドネシア又はフィリピンとの経済連携協定による介護福祉士候補者を受け入れた事業所等が、当該介護福祉士候補者に事業所等が策定する研修計画に基づき、外部の日本語研修等を受講させる場合
- (4) インドネシア又はフィリピンとの経済連携協定による介護福祉士候補者を受け入れた事業所等において、現任介護職員が当該介護福祉士候補者の教育担当者として指導を行うことにより、本来の業務に専念できないような場合

7 代替職員の雇用対象者

- (1) 代替職員の雇用対象者は、福祉・介護の仕事に関心のある失業者等とする。
- (2) 失業者とは、労働の意思・能力を有し、求職活動を行っているにもかかわらず、職業につくことができない者をいう。ただし、公共職業安定所への休職申込みの有無は問わない。
- (3) 雇用対象者が失業者であることの確認については、雇用保険受給資格者証、廃業届、履歴書、職務経歴書、その他失業者であることを証明できるものの提供を求める等の方法により行うものとする。

8 代替職員の職種

代替職員は、次の職種とする。

なお、代替職員の職種は、必ずしも研修受講の対象となる現任介護職員等の職種と一致していなくてもよいものとする。

医療系：看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士

福祉系：介護福祉士、介護職員基礎研修修了者、訪問介護員、介護支援専門員、社会福祉士、保健師

上記以外：介護職員、事務職員、栄養士、調理員、運転士

8 代替職員を派遣できる期間等

(1) 派遣期間

代替職員を派遣できる期間は、連続する1月以上6月以内（就業期間について更新を認めた場合に限り最長1年以内）とし、事業所内又は法人内で現任介護職員等複数名が6に定める研修に参加する場合はその研修に要する時間を合算することができ、現任介護職員等が研修等に参加する総時間の4倍を上限とする。ただし、7（4）に定める場合については、教育担当者としての勤務時間と同等の時間とする。

(2) 派遣時期

代替職員の派遣時期は、原則として、現任介護職員等が対象研修に参加する期間が含まれているものとするが、現任介護職員等の研修等が行われる日以外も可能とする。

9 代替職員の給与、勤務条件等

- (1) 代替職員の係る給与は、人材派遣会社が7に掲げる区分に応じ人材派遣会社が労働条件・市場実績等を踏まえ設定した金額とし、その給与は県が委託料として人材派遣会社に支払う。

- (2) 代替職員の勤務日数、勤務時間その他の勤務条件については、派遣先の事業者等の就業規則に基づくものとする。
- (3) 代替職員の時間外勤務は本事業の対象外とし、時間外勤務が生じた場合にあっては、受け入れ先の事業者等が人件費及び社会保険料を負担する。

10 代替職員の派遣に係る手続き等

- (1) 代替職員の派遣を希望する事業者等は、現任介護職員等研修支援事業申請書（様式1）に研修計画内容が確認できる書類を添付して、人材派遣会社に提出する。
- (2) 人材派遣会社は、提出された書類の内容を審査した上で、当該事業所等に通知する。
- (3) 人材派遣会社は、承認した事業者等に対し個別訪問等を行った上で、申請に対して適切と考えられる代替職員を選定し、事業者等及び代替職員それぞれに紹介する。
- (4) 事業者等と代替職員との間で合意が得られた場合、事業所等に通知するとともに、人材派遣会社は、派遣が決定した場合において、派遣先事業者等と人材派遣会社との間で労働者派遣契約を締結し、代替職員を派遣先事業者等に派遣する。
- (6) 労働者派遣契約に伴う派遣料は県が負担し、人材派遣会社は派遣先事業者等に派遣料の支払いを求めないものとする。
- (7) 代替職員の派遣を受けた事業者等は、対象研修を修了したことが確認できる書類等を添付の上、派遣期間満了後速やかに現任介護職員等研修支援事業実績報告書（様式2）に対象研修を修了したことが確認できる書類を添付して人材派遣会社に提出する。
- (8) (7)の対象研修を修了したことが確認できる書類の提出がない場合又は研修計画に記載された対象研修を現任介護職員等が修了できなかった場合には、代替職員の派遣対象となる研修参加時間に算定しないものとする。この場合、既に代替職員として派遣された者に係る派遣料は派遣先事業者等が負担するものとする。ただし、やむを得ない理由により対象研修を受講できなかった場合においては、この限りでない。

11 その他留意事項

(1) 人材派遣会社

- ア 委託事業の実施に当たっては、労働関係法令を遵守するとともに、手続き事務に関し、介護サービス事業者等への助言に努めること。
- イ 代替職員の確保に当たっては、公共職業安定所を通じて適宜募集を行い、事業の円滑な実施に努めること。
- ウ 6に定める研修の範囲など事業の実施にあたり疑義等が生じた場合など、速やかに県に確認すること。

(2) 介護サービス事業者等

- ア あらかじめ派遣受入申込書を人材派遣会社に提出し、その履行に努めること。
- イ 労働者派遣法に規定する派遣先責任者の選任及び派遣先台帳の作成を行うこと。
- ウ 代替職員に対し職場内の福利厚生施設を利用させるなど、代替職員の福利厚生に努めること。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

別紙1 介護サービス事業者等の範囲

1. 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する以下に掲げるサービスを実施する事業者
介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護予防支援事業所（地域包括支援センター）、居宅介護支援
※介護予防を行う事業を含む。
2. 老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する以下の事業者
特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター
3. 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）に規定する以下の事業者
居宅介護事業所、重度訪問介護事業所、行動援護事業所、療養介護事業所、生活介護事業所、児童デイサービス事業所、短期入所事業所、重度障害者等包括支援事業所、共同生活介護事業所、自立訓練事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、共同生活援助事業所、相談支援事業所
4. その他県内において介護・障害福祉サービスを行う事業として長寿社会課長が適当と認める事業者

(様式1)

平成22年6月30日

(人材派遣会社の代表者) 様

派遣先

住 所 鳥取市東町一丁目220

法人(事業者)名 社会福祉法人鳥取

代表者職氏名 理事長 鳥取 花子 印

現任介護職員等研修支援事業申請書

1. 代替職員の配置場所等

事業所名 : 長寿社会デイサービス業務の種類 : 通所介護サービス派遣希望期間 : 65日(平成22年7月1日~平成22年9月30日)派遣希望職種 : 介護福祉士又は介護職員代替職員の主な業務内容 : 介護業務補助

<受入先責任者・連絡先:鳥取 太郎(電話0857-26-7860)>

2. 研修計画(予定)

研修参加者氏名	参加者の職種	研修名及び研修期間	研修受講時間
鳥取 太郎	介護職員	訪問介護員研修(H22.7.1~22.8.31)	130時間
米子 花子	看護師	資質向上研修(事業所内研修H22.9.1)	4時間
倉吉 二郎	介護職員	〃	4時間
			時間
合 計			138時間

※1の受入希望期間は、研修受講時間の合計×4÷8(1日当たりの勤務時間)以内とすること。

(留意事項)

- 希望する代替職員1名ごとに作成すること。
- 研修内容が確認できる書類を添付すること。

(様式2)

平成 年 月 日

(人材派遣会社の代表者) 様

派遣先

住 所 鳥取市東町一丁目220

法人(事業者)名 社会福祉法人鳥取

代表者職氏名 理事長 鳥取 花子 印

現任介護職員等研修支援事業実績報告書

1. 代替職員の配置場所等

事業所名 : 長寿社会デイサービス事業所業務の種類 : 通所介護サービス派遣期間 : 65日(平成22年7月1日～平成22年9月30日)派遣職種 : 介護福祉士代替職員的主要業務内容 : 介護業務補助

<受入先責任者・連絡先: 鳥取 太郎 (電話0857-26-7860)>

2. 研修実績

研修参加者氏名	参加者の職種	研修名及び研修期間	研修受講時間
鳥取 太郎	介護職員	訪問介護員研修 (H22. 7. 1～22. 8. 31)	130時間
米子 花子	看護師	資質向上研修 (事業所内研修H22. 9. 1)	4時間
倉吉 二郎	介護職員	〃	4時間
			時間
合 計			138時間

※1の受入期間は、研修受講時間の合計×4÷8(1日当たりの勤務時間)以内とすること。

(留意事項)

- ・代替職員の受入れ及び現任介護職員等の研修受講がすべて終了後、30日以内に提出すること。
- ・現任介護職員等が研修受講したことを証する書類を添付すること。ただし、県が実施する研修等で県の方で把握可能なものについては添付不要とする。